

片親家庭手当の創設

(フランス)

フランスでは、1976年7月9日、家族の社会的保護に対する各種の施策を採用または補強するための法令が制定された。新しい施策の一つとして、“片親家庭手当”と称する家族給付が創設された。これは全く新しいタイプの給付として注目されている。というのは、この手当は児童のために必要とされる養育費の単なる“補償”ではなく、まさに賃金そのものに代るものを見出しているからである。

- ・片親家庭手当の定義——フランスに居住しており、1人以上の子どもに対して単独の責任を負う、無配偶のものは、収入のある仕事に従事しているか否かに関係なく、家族所得をうける権利がある。家族所得の額は子どもの数によって異なり、かつ政府が決める“家族手当算定基準額”的規定により定められる。

片親家庭手当の受給対象となるものは、家族所得と本人の総資力の差に等しい額の手当をうけられる。ここでいう資力とは、家族給付および社会的給付のことである。ただし、特別教育手当と補足手当、産前産後手当、入学児手当、疾病保険の現物給付、および死亡一時金は除かれる。

- ・片親の概念——次のものは片親とみなされる。寡婦、離夫、離婚したもの、別居しているもの、遺棄されたもの、または未婚のもので、フランスに居住している1人以上の子どもに対して単独の責任を負うもの、および妊娠の届出をして、法定の産前検診をうけている妊婦で、独立で生活しているもの。

- ・手当の支給期間——受給資格期間は末子が3歳に達するまでの期間とする。
- ・疾病・出産保険の適用——一般制度のもとでの疾病・出産保険に適用されていないもので、片親手当をうけられるものは、一般社会保険制度の疾病・出産

給付（現物給付）の強制適用をうけられる。拠出は家族給付制度が肩代りしておこなう。

- ・実施——この新しい給付は1976年10月1日より実施される。

International Social Security Review. No.3. 1976.

(都村敦子 社会保障研究所)

社会サービスにおける 組織ボランティアの実態

(イギリス)

英国ではAves Reportの発表(1969年)、ボランティアセンターの設置(1973年)、ボランティアビュローやボランティアオーガナイザーの急増等、ボランティアに関する最近の動きは活発を極めているが、それにも係わらず、ボランティア自体の様子を知る資料はほとんど皆無とされている。そこで、最近設置されたWolfenden委員会(今日のイギリスにおけるボランタリー組織の役割を調査中)は、昨秋実施されたNational Opinion Polls Ltdの全国調査にボランティア関係の質問項目を入れてもらった。その調査結果は今年の後半に委員会報告として公表される予定だが、ここでは、それに先立って、主な事実のみが要約されている。

社会福祉(social welfare)やケア(care)は、普通、私的市場(private market)のほかに、法令(the statutory)、任意制(the voluntary)および非公式(the informal)の3つの領域(sector)を通じて供給される。従来、社会サービスに関する議論は、statutory sectorに最も多く集中してきたが、ケアについてみると、家族はいうに及ばず、近隣とか友人といった、いわば非公式の活動によって支えられている部分がかなりの割合を占めているはずで